

他県における受動喫煙防止条例の主な罰則（過料）について

※大阪府の罰則は、既存特定飲食提供施設のうち、面積が30㎡～100㎡の飲食店のみが対象

※斜線：条例上の義務規定なし

区分	義務の内容	健康増進法 (参考)	神奈川県	東京都	静岡県	兵庫県	大阪府
法の規定	喫煙禁止場所へ喫煙器具・設備を設置しないこと	50万	5万	5万		5万	5万 (既存特定飲食店※)
	喫煙専用室が基準不適合の際は標識の除去又は供用を停止すること	50万		5万			5万 (既存特定飲食店※)
	施設の出入口へ喫煙専用室設置施設である旨の標識を掲示すること	50万	5万	5万	罰則なし [公表のみ] (対象：飲食店)	罰則なし	5万 (既存特定飲食店※)
	喫煙専用室等の標識に類似する標識を掲示しないこと	50万		5万			5万 (既存特定飲食店※)
	喫煙専用室等の標識の除去・汚損・識別を困難にする行為をしないこと	50万		5万			5万 (既存特定飲食店※)
	喫煙禁止場所で喫煙をしないこと	30万	2万	3万		2万	5万 (既存特定飲食店※)
	喫煙専用室を撤去した際は施設の出入口の標識を直ちに除去すること	30万		3万			3万 (既存特定飲食店※)
	立入検査時の虚偽報告、検査の拒否等をしないこと	20万	5万	2万	罰則なし	5万	2万 (既存特定飲食店※)
条例の独自規定	喫煙禁止である旨の表示をすること	—	5万	罰則なし	罰則なし [公表のみ] (対象：飲食店)	罰則なし [公表のみ] (対象：飲食店)	
	既存特定飲食提供施設において、従業員がいる場合は禁煙とすること（大阪は努力義務）	—		罰則なし			罰則なし

<山形県は罰則なし>